

公立大学法人横浜市立大学衛生管理審査会設置要綱

制 定 平成23年11月1日
最近改正 令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学職員就業規則（公立大学法人横浜市立大学規則第4号）第3条に規定する職員の休職、復職及び就業制限に関する健康状態等を審査するために設置する公立大学法人横浜市立大学衛生管理審査会（以下「審査会」という。）について、組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所管事務)

第2条 審査会は、職員の疾病による休職、休職期間の更新、復職若しくは就業制限又は法人において審査会による審査が必要と認められる場合について、当該職員の健康状態を審査するとともに、職員の療養、復職等が円滑に行われることを検討し、その結果を理事長に報告する。

(審査会の組織)

第3条 審査会の委員は、次の各号に定める者とする。

- (1) 保健管理センター長
- (2) 金沢八景・鶴見・舞岡キャンパス、福浦キャンパス、附属病院及び市民総合医療センターの各産業医
- (3) 金沢八景・鶴見・舞岡キャンパス、福浦キャンパス、附属病院及び市民総合医療センターの各健康管理室担当医
- (4) 保健管理センター医師
- (5) 附属病院又は市民総合医療センターに勤務する整形外科医のうち、理事長が任命する者

2 審査会の会議は、前項第1号及び次の基準により委員長が選ぶ委員によって行われるものとする。

- (1) 審査対象職員が身体疾患及び結核性疾患有する場合は、前項第2号及び第4号の中から2名選出する。
- (2) 審査対象職員が精神疾患有する場合は、前項第2号のうち当該職員の所属産業医、前項第3号及び第4号の中から2名選出する。
- (3) 第1号及び第2号について、委員長が必要と判断した場合には、前項第5号に定める整形外科医1名を加えて審査できるものとする。

(委員の任命及び任期)

第4条 第3条の委員は理事長が任命する。

- 2 委員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合は、理事長は速やかに後任の委員を任命しなければならない。この場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 審査会の委員長は保健管理センター長とする。

(副委員長)

第6条 審査会に副委員長を1名置く。

2 副委員長は、産業医の中から、委員の互選により選出する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議は委員長が招集する。

2 委員長は、各所属の人事担当課長から「公立大学法人横浜市立大学衛生管理審査会開催依頼書」(第1号様式)を受理した場合に審査会の会議を開催する。また、委員長が必要と認めた場合についても、臨時に会議を開くことができる。

3 審査会は、第3条第2項各号に定めた委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 審査会の議事は、出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、審査に必要があると認めるときは、審査対象職員の所属管理職、衛生管理者又は関係者を会議に出席させることができる。

6 審査会の会議は、委員長が必要と認める場合は、第3条第2項に基づき選ばれた委員及び委員長による回議をもって代えることができる。

(休職等の審査)

第8条 職員が、疾病により休職又は休職期間更新のいずれかを願い出る場合は、次の各号の書類を所属の人事担当課長に提出しなければならない。

(1) 身体疾患による場合は、「健康状況報告書」(第2号様式)、「公立大学法人横浜市立大学職員休職等診断書・意見書(結核・精神疾患以外の疾患用)」(第3号の1様式)及び直近6か月の休暇・出勤状況が分かる書類とする。

(2) 精神疾患による場合は、「健康状況報告書」(第2号様式)、「公立大学法人横浜市立大学職員休職等診断書・意見書(精神疾患用)」(第3号の2様式)及び直近6か月の休暇・出勤状況が分かる書類とする。

(3) 結核性疾患による場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)及び同法関連規定に基づく記載事項等を満たした書類とする。

2 前項各号の書類を受理した人事担当課長は、当該書類と併せて、委員長あてに「公立大学法人横浜市立大学衛生管理審査会開催依頼書」(第1号様式)を提出することとし、依頼を受理した委員長は、第7条に基づき速やかに会議を招集し、休職等の審査を行うこととする。

3 審査対象職員に対しては、保健管理センター長又は所属の産業医若しくは健康管理室担当医が面談できるものとし、面談を行った場合は、その結果を「休職等意見書」(第4号様式)に記載し、審査会において報告しなければならない。

(復職の審査)

第9条 休職中の職員が、病状の回復により復職を願い出る場合は、次の各号の書類を所属の人事担当課長に提出しなければならない。

- (1) 身体疾患により休職中の職員については、「健康状況報告書」(第2号様式)及び「公立大学法人横浜市立大学職員休職等診断書・意見書(結核・精神疾患以外の疾患用)」(第3号の1様式)とし、必要に応じて職場復帰訓練の状況が分かる書類も提出する。
 - (2) 精神疾患により休職中の職員については、「健康状況報告書」(第2号様式)、「公立大学法人横浜市立大学職員休職等診断書・意見書(精神疾患用)」(第3号の2様式)及び職場復帰訓練の状況が分かる書類を提出する。
 - (3) 結核性疾患により休職中の職員については、感染症法及び同法関連規定に基づき、記載事項等を満たした書類を提出する。
- 2 前項各号の書類を受理した人事担当課長は、当該書類と併せて、委員長あてに「公立大学法人横浜市立大学衛生管理審査会開催依頼書」(第1号様式)を提出することとし、依頼を受理した委員長は、第7条に基づき速やかに会議を招集し、復職の審査を行うこととする。
- 3 審査対象職員に対しては、保健管理センター長又は所属の産業医若しくは健康管理室担当医が面談できるものとし、面談を行った場合は、その結果を「休職等意見書」(第4号様式)に記載し、審査会において報告しなければならない。
- 4 審査会において復職可能と判断された職員のうち、当該職員の健康管理について審査会から特に意見が付された場合には、復職後、所属管理職をはじめ、保健管理センター又は所属の健康管理室の職員(以下「保健管理センター等職員」という。)は、当該職員の健康状況を把握するとともに、当該職員に対し審査会意見に基づく指導等を行わなければならない。

(就業審査)

第10条 審査会では、審査対象職員の就業上の配慮事項について検討し、「公立大学法人横浜市立大学職員安全衛生管理規程別表」に基づく指導区分(以下「指導区分」という。)を審査して、その結果を理事長に報告する。

- 2 審査会では、就業上の配慮を要する(以下「制限勤務」という。)期間の上限を、当該職員の復職日から起算して1年間として審査する。
- 3 審査会において制限勤務を要すると判断された職員については、当該職員の意向を踏まえつつ、所属管理職により、6ヶ月以内の「業務プログラム」を作成し、復職後、概ね1ヶ月から2ヶ月ごとに当該プログラムに沿って業務の進捗状況等を確認する。
- 4 前項に基づく業務の進捗確認と併せて、所属管理職及び当該職員は、保健管理センター長、保健管理センター等職員、所属の産業医又は所属の健康管理室担当医と定期的に面談を実施し、当該職員の復職状況及び健康状態を確認する。
- 5 業務プログラムの最終月には、保健管理センター長又は審査対象職員の所属の産業医若しくは健康管理室担当医が当該職員と面談を実施し、その結果を「休職

等意見書」（第4号様式）に記載し、委員長に提出する。

- 6 委員長は、前項により提出された「休職等意見書」に基づき、制限勤務の解除について審査するため、会議を招集する。また、当該職員の状況を鑑み、委員長が必要と判断した場合には所属管理職を会議に出席させ、勤務内容等について協議し、「勤務内容通知書」（別添様式1）を作成するものとする。
- 7 前項の審査において、審査対象の制限勤務期間が第2項に定める上限期間に達していない場合は、制限勤務延長の必要性についても検討し、延長する場合には、第3項から第5項までの規定に基づき、業務プログラムの作成・進捗管理等を行うものとする。

（審査結果の報告）

第11条 委員長は、第8条、第9条及び第10条に基づく審査結果について、「休職等審査会意見（診断）書」（第5号様式）により理事長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告と併せて、審査会の庶務担当（保健管理課）は、審査対象職員に対し、所属人事担当課を通じて審査結果等を通知するものとする。

（記録）

第12条 審査会は、次に掲げる事項を記載した記録を保管しなければならない。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 審査の概要
- (4) その他理事長が必要と認める事項

（庶務）

第13条 審査会の庶務は、横浜市立大学保健管理課において処理する。

（その他）

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、保健管理センター長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和1年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。